

京都市告示第233号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年7月13日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社アイ	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス千代の家 らくさい 2654000112	京都市西京区大枝東 長町1-242	令和5年 6月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)